（様式第１号）

特例有床診療所に係る協議書

　　年　　月　　日

　島根県知事　様

 　住所

 　　　開設者 氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

 電話番号

　次の診療所について、病床を設置（増床）したいので特定の病床等の特例の事務に係る取扱要領（特例有床診療所認定事務取扱要領）第３条第１項の規定に基づき協議します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　診療所の名称 |  |
| ２　診療所の所在地 |  |
| ３　診療科目 |  |
| ４　病床を新設又は増床する理由（該当する番号に○印をする。） | １　医療法第30条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進、及びその他の地域包括ケアシステムの構築のため２　へき地に診療所を設置する（無医地区又は無医地区に準じる地区に入院機能を設ける）ため３　小児医療の提供のため４　周産期医療の提供（分娩の取り扱い）のため５　救急医療の提供のため６　上記のほか、地域において良質かつ適切な医療を提供するため提供する医療の内容：　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ５　設置（増床）しようとする一般病床及び療養病床の数並びに病床の利用に関する特記事項 | （今回の申出内容）一般病床　　　　床療養病床　　　　床 | （開設済みの診療所のみ） |
| 現在の病床数 | 一般病床　　　床 |
| 療養病床　　　床 |
| （特記事項） |
| ６　管理者について | 氏　名 |  |
| 医療事故、法令違反の有無 |  |
| ７　診療日及び診療時間 |  |
| ８　開設（予定）年月日 |  |
| ９　病床設置（増床）予定年月日 |  |
| 10　医療従事者の確保の見込み等 |  | 現　　行 | 変更後（又は新設） |
| 医師 | 　　　　　　　　　人 | 人 |
| 看護師及び准看護師 | 　　　　　　　　　人 | 人 |
| 看護補助者 | 　　　　　　　　　人 | 人 |
| 助産師 | 　　　　　　　　　人 | 人 |
|  |  |  |
| 11　病床数の算定の考え方 |  |
| 12　その他（他の医療機関との連携、開放型病床の活用等についての意見） |  |
| （添付書類）１　管理者、勤務医師の医師免許証の写し２　医療法第30条の７第２項第２号に掲げる医療の提供の推進、及びその他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所については、有する機能を証する書類３　小児医療の提供のために必要な診療所については、小児科又は小児外科に関する専門医の認定証　　（広告可能なものに限る）の写し。新規開設の場合は、診療科目を標榜することの確約書（様式任意）４　周産期医療の提供のために必要な診療所については、産婦人科に関する専門医の認定証（広告可能なものに限る）の写し。新規開設の場合は、診療科目を標榜することの確約書（様式任意）５　救急医療の提供のために必要な診療所については、休日・夜間診療を実施していること６　その他参考となる資料※診療所の建物の平面図（計画段階のものでも可）を添付すること（診療所の土地若しくは建物の登記事項の証明書又は土地の平面図がある場合は、可能な限り添付することが望ましい。）。 |

注１）島根県保健医療計画と整合していること。

注２）「１　診療所の名称」欄には、開設予定の診療所名（仮称でも可）又は増床（病床の新設を含む。以下同様。）予定の既存の診療所名を記載すること。

注３）「２　診療所の所在地」欄には、診療所を開設する場合は、開設予定の市町村名を記載し、既存の診療所で増床する場合は、当該診療所の所在地を記載すること（番地、ビルの階数等も記載すること）。

注４）「３　診療科目」欄には、開設後又は増床後の診療所の診療科目を記載すること。

注５）「４　一般病床を新設又は増床する理由」欄で「５」に○印を付ける場合は、（　　）内に提供する医療の内容を記載すること（書き切れない場合は、別用紙（様式任意）の使用も可）。

注６）「５　設置（増床）しようとする一般病床及びその他の病床の数」の「現在の病床数」欄は、既設の診療所のみ記載すること（診療所を新設する場合は、空欄にすること）。

注７）「６　管理者の氏名」欄は、診療所を新設する場合は、予定者の氏名を記載すること。

注８）「７　診療日及び診療時間」欄には、診療する（予定の）曜日及び時間帯を記載するとともに、祝日や年末年始などに休診する場合は、その内容も併せて記載すること。

　　　（記載例）

　　　　　（診療日及び診療時間）

　　　　　　月～水、金曜日　午前９時から正午まで及び午後２時から午後６時まで

　　　　　　木、土曜日　　　午前９時から正午まで

　　　　　（休診日）

　　　　　　日曜日、祝日及び年末年始（１２月○○日から１月○○日まで）

注９）「８　開設（予定）年月日」には、既設の診療所は開設年月日を記載し、新設の診療所は開設予定の年月日を記載すること。

注１０）「１１　病床数の算定の考え方」には、今回設置（増床）しようとする病床数の根拠、考え方を記載すること。

注１１）診療所の開設又は増床後は、別紙様式により、毎年４月末までに報告すること。